

事務連絡  
令和2年6月15日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養及び自宅療養に係るマニュアル等の改訂について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）」（令和2年6月12日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、同日付けで、宿泊療養及び自宅療養の解除に関する考え方が改正されました。

これを踏まえ、今般、下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」等について改訂しましたので、送付します。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、前述の事務連絡の内容とあわせて、御了知いただき、その取扱いに遺漏のないよう御対応をお願いします。

#### 記

- （1） 令和2年4月2日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」について、別添1のとおり改訂し、第3版とする。
- （2） 令和2年4月23日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）」について、別添2のとおり改訂し、第2版とする。
- （3） 令和2年5月1日付けでお示しした「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第2版）」について、別添3のとおり改訂し、第3版とする。